

# 年金積立金の管理・運用の課題

---

日本労働組合総連合会(連合)

小島 茂



# 1. 現行制度における課題

## ①年金積立金の内訳と原資

- 国民年金、厚生年金の積立金は約154兆円。うち国民年金約10兆円、厚生年金約144兆円。
- 厚生年金保険料から基礎年金勘定への拠出金が基礎年金給付に充てられており、積立金のほとんどは報酬比例部分の保険料。
- 報酬比例部分には税の投入はなく、労使折半で保険料を納付。

# 1. 現行制度における課題

## ②被保険者不在の運用方針決定の見直し

- GPIFは厚生年金基金の代行部分を除く、約120兆円の積立金を管理、運用。
- 積立金の原資は労使の保険料であるにもかかわらず、労使の代表や被保険者の代表が運用方針の決定やガバナンスに参画できる仕組みになっていない。
- GPIFの「年金積立金管理運用会議」は、日本経団連会長や連合会長などが委員となっているが、年1回の開催で、理事長へ助言する機能にとどまる。



# 1. 現行制度における課題

## ③年金積立金を減少させる

- 平成16年改正で100年後の積立金が1年分程度。現在、厚生年金の給付約5年分の積立金。
- 約120兆円もの巨額の積立金があると、その管理、運用に対する論争が絶えない。積立金に景気対策や金融・証券市場の下支えを期待してしまうことにもなりかねない。
- 積立金は年金給付と保険料の上昇抑制に充当し、早い時期に1年分程度の積立額に減少すべき。(将来的に完全賦課方式となる)

## 2. 年金積立金の運用

### ①安全運用に徹する

- 現実にあるGPIFの約120兆円をどう運用するか。
- 現行法の「安全且つ効率的」な運用とし、国債等の債券運用を基本にすべき。
- ハイリスク・ハイリターン運用は、約675万人の連合組合員の合意は得られない。また、後世代のリスク許容度は計測不可能。
- 「国債等にもリスクがある」との指摘に対しては、「リスクが最小と考えられる運用を選択する」ことで合意できる。
- 積立金の原資を拠出する労使や被保険者の意見が反映できる仕組み作りが重要。

## 2. 年金積立金の運用

### ②ガバナンスの強化と内部リスク管理

- 「運用委員会」は誠実、闊達な姿勢で議論している。ただし、GPIFの業務監視や、理事長に意見を述べる役割。
- GPIFの執行役員は理事長、理事1名、監事2名。約120兆円の巨額に見合うガバナンスかどうか検討すべき。
- 運用リスクだけでなく、“巨額の運用に適切な”内部管理上のリスク管理を徹底（労使関係、労務構成、採用、人事、職場環境、研修など）。

## 2. 年金積立金の運用

### ③横断的な議論が必要

- 平成16年改正前の旧厚生年金保険法では、厚生労働大臣が年金積立金の運用基本方針を定めようとするときは「あらかじめ、社会保障審議会に諮問するものとする」(第79条の4)とされていた。
- 公的年金制度の設計、年金財政、積立金の管理・運用、保険料の徴収、記録の管理、年金給付などを横断的に議論する場が重要であり、社会保障審議会、その下に置かれた年金部会、年金数理部会などの機能、役割などを再確認すべき。

## 3. 今後の検討課題

### ①被保険者への還元融資

- かつて積立金から被保険者への還元融資として、年金住宅融資制度があった。
- 次世代育成支援策として、積立金から若者に対する自己啓発費用等被保険者に対する還元融資制度を創設する。

# 3. 今後の検討課題

## ②SRIの検討

- 国連責任投資原則(PRI、2006年発足)に、世界の711機関が署名(2010年3月時点)。日本では13機関が署名。GPIFの運用にあたり、社会的責任投資(SRI)を検討すべき。
  - \* 連合版「社会的責任投資ガイドライン(仮称)」を検討中
  - \* 株式運用を増やす目的ではない
- 株主議決権について、GPIFは直接行わず運用受託機関に委ねている。「民間企業の経営に直接影響を及ぼさないように配慮」している様子。2008年4月～2009年3月に国内株式で運用受託機関が株主議決権を行使したのは15社中15社すべて、合計1万6千件。“間接”的には影響を及ぼすことは可とし、“直接”影響を及ぼすことは否とする理由は明確か。

おわり

